

## 八千代市自治会連合会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、八千代市自治会連合会が市内における自治会・町会・区等（以下「自治会等」という。）の活動に功績のあった者を表彰することについて必要な事項を定める。

(表彰)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1) 自治会等の長として3年以上その職にあり顕著な功績のあった者。

(2) 自治会等の役職員として5年以上その職にあり顕著な功績の認められる者。

(3) 会長が、特に表彰することが適当であると認めた者。

(在職年数の計算)

第3条 第2条第1号及び第2号に該当する者の在職年数は、次の各号により計算する。

(1) 在職年数は、就任の月から起算して算定し、1月に満たない端数は1月とする。

(2) 再就任した者の在職年数は通算する。

(表彰候補者の推薦及び決定)

第4条 各自治会等の長は、その自治会等で表彰の基準に該当すると認められる者がいるときは推薦書を作成し、会長に提出するものとする。なお、該当者が自治会等の長であるときは副会長等が提出するものとする。

2 会長は、前項の推薦書を受理したときは役員会に諮って表彰者を決定する。

3 前項の他、会長は第2条の規程に該当する者がいると認めるときは、役員会に諮り表彰者を決定することができる。

(表彰の時期)

第5条 表彰は、毎年1回定期総会において行う。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状を授与して行う。

2 表彰を受ける者が表彰前に死亡したときは、その遺族に授与する。

(表彰者名簿への記録)

第7条 この規程により表彰を受けた者は表彰者名簿に記録する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要と認められる事項は会長が役員会に諮って定める。

附 則

1 この規程は平成4年5月7日から施行する。

2 八千代市区長連合会表彰要綱(昭和62年2月13日)は廃止する。

附 則

1 この規程は、平成12年4月26日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成13年3月27日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成15年1月23日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成15年4月30日から施行する。